

辯護國文書第一五〇〇一〇一〇二  
海軍攻撃

アメリカ合衆國第七十九議院第一會期に於ける眞珠灣攻撃  
調査共同委員會の證據書第三十二號からの抜萃

證據書第三十二號

昭和十六年七月八日から九月七日迄の間に於ける陸軍省、  
ハワイ間の通信

七昭和十六年十一月二十七日

題日。警告

七秘 密

昭和十六年十一月二十七日

司令官

第四百七十二號

T. H. フォート・シヤフター・ハワイ驛

日本との交渉は實際終了したように見えるが、たゞ日本政府が再び交渉  
繼續を申出る可能性がわづかに残つてゐる。日本が今後如何なる行動に



出るかは未詳し知ることだが、日本は何時敢て行動に出るかも知れないのである。若し戦國を回避することか出来ないとすべからば、日本がまづ等一にはつゞりした行動をとることを「アメリカ」は希望してゐる。但しこの方針を余りに嚴格にして買下の適當する防衛を危ふからしめる所ぞ行動を限局することは望ましくない。

日本が敢て行動に出る前に買下が必妥であると思惟される偵察其の他の處置を講ずべきである。

但しこれらの處置を實施するに當つては一般人民を驚愕させたり或は企圖を暴露したりすることの無いように努むなくてはならぬ。處置をとつた場合は報告されたし。萬一戦國が開始されたときは、レンボーフアイブで判當てられた日本に對する範圍内の處置を買下は執行され度い。この處置に屬する情報は出來スだけ少數の重要な地位にある將校だけに知らせるに止められたし。

マーシヤル

陸軍省通信本部

該無線電報を左記に送付せられたし。  
C. Z. クワリ、高地、カリビアン防衛官區。

司令官

眞珠灣攻撃編第 十四卷 一三二八頁